

「非核三原則」見直しをめぐる 論点整理

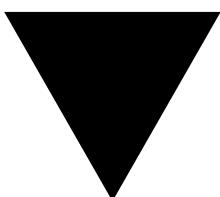
...

核兵器をなくす日本キャンペーン

浅野英男

4月：自民党安保調査会による提言

春頃：有識者会議の設置？



安保三文書の改訂(2026年中)

非核三原則の見直し？

非核三原則

- ・核兵器を「持たず」、「作らず」、「持ち込ませず」
- ・1967年に表明され、国会決議などを通じて「国是」として確認

2022国家安全保障戦略

- ・「非核三原則を今後も変わらず堅持していく」

高市政権

- ・現状は「政策上の方針として堅持する」と表明
- ・将来については明言を避ける

非核三原則「見直し」の論点

①核武装

(=「持たず」、「作らず」の変更)

②米国との核共有や核の地上配備

(=「持ち込ませず」の変更)

③米国の核搭載船の寄港

(=「持ち込ませず」のグレーゾーン)

非核三原則と拡大核抑止の関係性

- ①地域に「核の脅威」が存在するが
- ②米国の「核の傘」で守られているので
- ③日本に核武装や核の持ち込みは不要
(しかし、一部例外あり = 核密約)

核武装論のロジック

- ①地域の「核の脅威」が高まっているが
- ②米国の「核の傘」は信頼できないので
- ③日本は核武装すべきである

日本の法的義務

原子力基本法

- 1955年に制定
- 「原子力の利用は、平和の目的に限り」(第二条)

核不拡散条約(NPT)

- 非核兵器国として1970年署名、1976年批准
- 核兵器の受領、製造、取得の禁止(第二条)

核武装の問題点

- ・核開発中に攻撃されるリスク（例：イラン核施設攻撃）
- ・相手国による核攻撃リスクを高める（核基地は標的に）
- ・米国との同盟関係は大きく揺らぐ／崩壊しうる
- ・地域周辺国の核武装や軍拡、抑止強化につながりうる
- ・NPT脱退 ▶国際的な孤立＋経済制裁（＝「北朝鮮」化）
- ・新たな核武装の口実に ▶核不拡散体制の崩壊へ
- ・「唯一の戦争被爆国」としての地位が失墜する
- ・どこで核実験を行い、どこに配備するのか？ その影響は？
- ・巨額な経済的コスト（通常戦力に「上乗せ」される）
- ・「原子力基本法」の改正と「非核三原則」の撤廃が必要

持ち込ませず「見直し」論

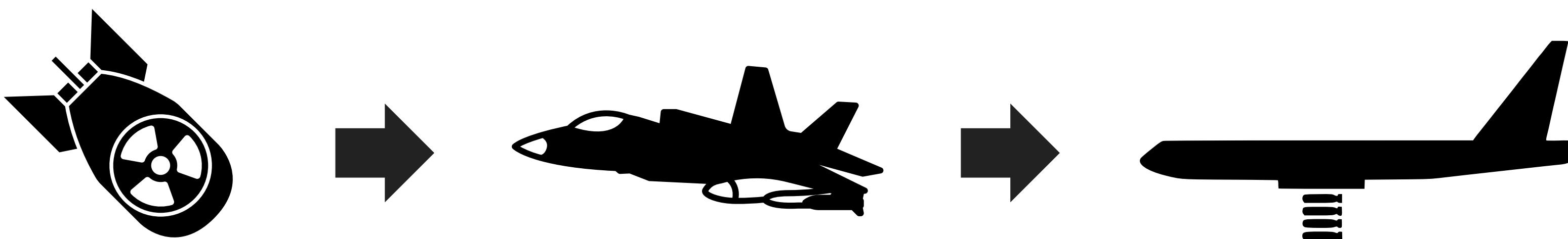
非核三原則見直し「核共有も検討を」 元政府・自衛隊高官が提言

2025/6/2 12:00 | 日本経済新聞 電子版



「非核三原則見直し「核共有も検討を」元政府・自衛隊高官が提言」、日本経済新聞、
2025年6月2日、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA312E90R30C25A5000000>より

核共有のイメージ



米国の核爆弾
(日本の領土内に配備)

日本の戦闘機
に載せる

核爆弾を投下

「持ち込ませず」をめぐる核密約

- ・核兵器を積んだ米国艦船の寄港を黙認
- ・1991年、米国が戦術核の撤去を決定
 - ▶日本への寄港は実質的になくなる

岡田答弁

- ・有事における核搭載船寄港は、「政権の命運をかけて」判断する ▶現在の政策方針

現在の動向

- ・米国が核巡航ミサイルを開発(2034年が目標)
 - ▶日本に(平時でも)寄港する可能性あり

非核三原則「見直し」論を整理する

	非核三原則	法的義務との関係性
核武装	「持たず」、「作らず」に反する	原子力基本法 NPT に違反
核共有 米国核の地上配備	「持ち込ませず」に反する	NPTとの整合性
核搭載船の寄港	有事 – 現状下でも可能 平時 – 「持ち込ませず」 に反する？	×

核抑止に依存し続ける限り、
アメリカの「核の傘」か
日本の核武装かという構造
からは抜けられない



揺らぐ「国是」——非核三原則 はどこへ向かうか

BY 川崎哲、浅野英男



院内集会

2026国家安全保障戦略への提言

「核兵器をなくす—それが日本の安全保障」

⌚ 1.26 Mon. 16:00-17:00

衆議院第一議員会館 第3会議室

対面

要申し込み

参加無料